

平成28年度会計に係る注意事項の内訳（財務事務）

注 意 事 項	件数	関 係 部 局		
		本 庁	公 所	企 業 会 計
<b>ア 内部統制</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>
①その他適正でないもの	2		2	
				県土整備部、観光国際戦略局
<b>イ 歳入</b>	<b>13</b>	<b>8</b>	<b>5</b>	<b>0</b>
①調定手続が遅延しているもの	1	1		
				総務部
②収入未済の解消に努力を要するもの	11	6	5	
				総務部、健康福祉部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、教育庁
③その他適正でないもの	1	1		
				教育庁
<b>ウ 歳出</b>	<b>18</b>	<b>7</b>	<b>11</b>	<b>0</b>
①支払手続が遅延しているもの	8	1	7	
				企画政策部、健康福祉部、教育庁
②支出金額が誤っているもの	1		1	
				教育庁
③旅費の精算が誤っているもの	1		1	
				県土整備部
④その他適正でないもの	8	6	2	
				健康福祉部、農林水産部、県土整備部、観光国際戦略局
<b>エ 契約</b>	<b>13</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>0</b>
①見積書を徴していないもの	1		1	
				教育庁
②入札・契約が妥当でないもの	3	1	2	
				県土整備部、教育庁、警察本部
③入札保証金又は契約保証金の免除手続に適正を欠くもの	3	2	1	
				健康福祉部、商工労働部、警察本部
④履行保証保険契約等が適正でないもの	2	1	1	
				環境生活部、商工労働部
⑤契約内容どおり履行されていないもの	1		1	
				農林水産部
⑥一時取扱金の還付手続が遅延しているもの	1	1		
				農林水産部
⑦その他適正でないもの	2	1	1	
				観光国際戦略局、教育庁
<b>オ 工事</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>
①設計・積算が適正でないもの	3		3	
				県土整備部
<b>カ 現金</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
①総括前渡資金取扱者口座に係る現金の取扱いが適正でないもの	2	1	1	
				危機管理局、教育庁
<b>キ 財産</b>	<b>12</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>0</b>
①物品の亡失事故が発生したもの	4	1	3	
				企画政策部、農林水産部、県土整備部、教育庁
②財産の取得又は処分が適正でないもの	1		1	
				県土整備部
③物品の管理が適正でないもの	1		1	
				観光国際戦略局
④使用許可又は貸付契約の内容が適正でないもの	1	1		
				観光国際戦略局
⑤その他適正でないもの	5	4	1	
				総務部、企画政策部、健康福祉部、観光国際戦略局、議会議務局
<b>ク 経営</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>ケ 資産</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>コ 費用</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
①入札保証金又は契約保証金の免除手続に適正を欠くもの	1			1
				病院局
<b>合 計</b>	<b>64</b>	<b>28</b>	<b>35</b>	<b>1</b>